別紙

6 報告者の属性	(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	
		国有企業等との関係	
		報告者との関係	
	(2) 特定株主		
	(3) 役員構成		
	(4) 要件該当性	□ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号に規定する要件に該当しません。	
7 許認可等金融機関等の属性	(1) 許認可等金融機関等の種類等	□ 対内直接投資等に関する政令第３条の２第２項第３号イ又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項第１号（第一種金融商品取引業者） □ 同項第２号（運用会社） □ 同項第３号（投資法人） □ 同項第４号（銀行） □ 同項第５号（保険会社） □ 同項第６号（運用型信託会社） □ 同項第７号（高速取引行為者） □ 投資銀行業務等を行っています。	
	(2) 監督を受けている監督官庁の所在国及び監督官庁の名称（英語表記）		
	(3) 許認可等の根拠となる法令の名称（英語表記）		

（記入要領）
1　本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
2　本報告書により報告する内容が特定取得に該当する場合、本報告書の頭書に記載の「本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。
3　発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1)　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「(2)　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用を